

## 第 8 章 水環境学習・情報発信

## I 水環境学習

### 1 概要

平成 7(1995)年に環境教育・学習事業推進のガイドラインとして策定された「川崎市環境教育・学習基本方針」(平成 28(2016)年 3 月改正)では、3つの方向性の 1つに「環境教育・学習を地域で実践【伝える】」と掲げており、家庭や職場、地域、学校等の様々な場で環境教育・学習を実施し、自ら環境配慮に取り組んでいく人材を育て、地域における行動を促すとしている。

本方針等を踏まえ、令和元(2019)年度は、「多摩川河口干潟の生きもの観察会」を開催したほか、「夏休み多摩川教室」や「夏休み水環境体験教室」等を関係機関と共に開催した。

また、平成 29(2018)年 3 月には、水質だけでなく、親水性や水量、水生生物等、水辺地の環境の良さを総合的に評価できるツールとして、「かわさき水辺地市民調査マニュアル」を作成した。

### 2 背景

昭和 45(1970)年、アメリカで「環境教育法」が立法化されたのを契機に環境教育が世界的に注目されるようになった。この環境教育法では、「環境教育とは、人間を取り巻く自然及び人為的環境と、人間との関係を取り上げ、人口、汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、都市や地方の開発計画が、人間環境に対してどのような関わりを持つかを理解させるプロセスである。市民の中に我々の生存を確かなものにし、生活の質を向上させるには、環境の重要性を認識し、責任ある行動をする必要があるという考えを広めていくことをめざす教育である。」と規定している。

わが国においては、昭和 30～40 年代の高度成長に伴って起きた産業公害を契機として環境教育の必要性が認識され、近年、生活環境問題や地球環境問題が深刻化する中で再認識されてきた。環境省は「環境学習のための人づくり・場づくり」の中で環境教育の目的を「人間と環境の関わりを明らかにし、さらに人間の恒久的生存のために現在の環境状態を調査し、評価・判断しながら人間と環境の関わりの変化を予測し、どう行動したらよいかを学ぶことである。」としている。平成 5(1993)年に制定された環境基本法(平成 11(1999)年 7 月 16 日改正)の中に、環境教育・学習の推進が謳われている。

平成 15(2003)年 7 月には、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布された。また、日本の働きかけにより、アジェンダ 21、国連ミレニアム開発目標及びヨハネスブルグ・サミット実施計画を踏まえ、「持続可能な開発」を進めていくためには、あらゆる国・地域において官民がこぞって取組を行う必要があり、これを促進していくためには基礎教育、高等教育、教員教育、環境教育等を充実させ、市民の啓発活動を粘り強く展開していくことが

必要であるという認識に立って、国連において、平成 17(2005)年から平成 26(2014)年までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年（国連 ESD の 10 年）」とし、その下で各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する決議が、第 57 回国連総会において決議されている。

「国連 ESD の 10 年」の最終年である平成 26(2014)年 11 月には「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」が、提案国である日本で開催され、平成 26(2014)年 12 月、第 69 回国連総会において ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）が決議され、国際的な取組として、現在 ESD は各国で進められている。

こうした背景から、平成 23(2011)年 6 月には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に改正され、行政、企業、民間団体等の協働の取組の重要性がより明確になっている。

### 3 事業内容

#### (1) 夏休み水環境体験教室

市内在住の小学生を対象に、水環境に親しみ、学んでもらうことを目的として「夏休み水環境体験教室」を開催した。本教室は川編（第 1 回）と湧水地編（第 2 回）の 2 回開催し、水環境の歴史や水質の調べ方を説明した後、実際に川や湧水地へ行き、「かわさき水辺地市民調査マニュアル（川編、湧水地編）」を使って水質や水辺にすむ生きものを調べた。

なお、本教室は平成 25(2013)年度から大人を対象とし、水循環を学ぶイベントとして開催していた「水環境体験ツアー」の流れを汲み、平成 29(2017)年度から開始した。

ア 開催年月日：第 1 回川編 令和元(2019)年 8 月 9 日（金）  
第 2 回湧水地編 令和元(2019)年 8 月 16 日（金）

イ 参加者：第 1 回 32 名、第 2 回 31 名

ウ 開催内容：

- (ア) 川崎市の水環境について
- (イ) パックテストの実演
- (ウ) 水辺地市民調査マニュアルの説明
- (エ) フィールドワーク（第 1 回川編は渋川での生きもの観察及び水辺地市民調査マニュアル（川編）の実演、第 2 回湧水地編は黒川よこみね緑地での湧水地の見学及び水辺地市民調査マニュアル（湧水地編）の実演）



## (2) 夏休み多摩川教室

多摩川の沿川に住む小・中・高校生等を対象に、普段見慣れた多摩川と様々な形で触れ合うことで多摩川の水質や自然環境等へ持続的に興味を持ってもらうことを目的として、平成3(1991)年度から開催している。本市をはじめ、東京都、神奈川県、調布市、国土交通省京浜河川事務所及び多摩川流域協議会の主催によるものであり、本市は「川の中の生きものコーナー」等を担当した。

ア 開催年月日：令和元(2019)年7月24日(水)・25日(木)、10時～15時

イ 開催場所：川崎市高津区二子地先(多摩川河川敷)

ウ 来場者：1,100名

エ 開催内容：川の中の生きものコーナー(環境局環境総合研究所、環境局水質環境課、建設緑政局企画課、建設緑政局河川課)にて、水生生物の採取及び観察、パンフレット等の配布及び缶バッジの作成を実施した。



### (3) 環境総合研究所による自然観察会等

環境全般への理解を深めることによって、地域での自主的な活動の核となる人材育成を図ることを目的に、平成14(2002)年度から水環境セミナーとして発足し、平成19(2007)年度からは水環境以外に大気環境、地球温暖化等の環境分野も対象とし実施している。また、平成25(2013)年度からは、環境総合研究所の移転に伴い、施設周辺の豊かな自然環境を活かした自然観察会等を実施している。令和元(2019)年度は、多摩川河口干潟の生きもの観察会を開催し、干潟に住むカニや貝などの生きもの調査、二枚貝による水の浄化実験などを実施した。

#### 多摩川河口干潟の生きもの観察会

ア 開催年月日：令和元(2019)年5月19日(日)、6月2日(日)、7月6日(土)、  
7月20日(土)、7月29日(月)、7月31日(水)、9月28日(土)

イ 開催場所：環境総合研究所及び多摩川河口干潟

ウ 参加者：延べ382名



## II 情報発信

### 1 概要

河川・海域・地下水等の水質測定結果、調査研究結果、関係法令・条例の制定、改正などの情報を「環境情報（市HP）」、「環境基本計画年次報告書」、「水質年報」、「川崎市環境総合研究所年報」、「環境局事業概要（公害編）」等により公表している。

また、インターネットのホームページに「水環境情報」、「土壌汚染対策」、「地盤情報」を開設し、河川、海域の水質測定結果、土壌汚染対策法に基づく区域の指定、市内の標高などの、水質や土壌汚染、地盤沈下関連の情報を掲載している。

### 2 背景

環境基本条例第14条には「市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術支援等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めている。これは、環境問題の解決のためには「市民、事業者と行政が情報の共有を図ることが重要であるとの認識に基づくもので、現在、情報の積極的な提供に努めている。

### 3 事業内容

#### (1) 環境情報

環境情報は毎月発行され、庁内関係局や図書館などへ配布されている。また、前年度の土壌調査結果などの水質関連記事を掲載している。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000031684.html>

#### (2) 市内の環境対策

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### ア 水環境情報

水質汚濁防止対策（事業者の方へ）

川崎市水環境保全計画

水質測定結果

水質年報

水環境に係るイベント等

水質事故

コイヘルペス病について

湧水地について

水環境情報 資料・パンフレット

水環境情報 リンク集

#### イ 地盤情報

市内の標高

市内における地下水の揚水に関する規制について（市条例の届出様式）

川崎市の地盤沈下（水質年報ページへ）

地盤情報 閲覧図書を紹介

ウ 川崎市の土壌汚染対策

土壌汚染対策法

土壌汚染の調査・対策に関する手続きの御案内

市の条例について

土壌汚染関連情報（土壌汚染の履歴調査をしている方へ）

汚染土壌処理業

川崎市の土壌汚染対策 よくある質問

川崎市における土壌汚染対策及び法改正に伴う変更点について